

第689回通関協議会（本関地区）

- 1、日 時 平成27年 10月 1日（木）12時より
- 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- 3、議題等（敬称略）

（1）「薬物及び銃器取締強化期間」における協力依頼について

業務部 野口 管理課長

（2）平成27年上半期の横浜税関における知的財産侵害物品の輸入差止状況について

業務部 篠原 知的財産調査官

（3）武器類の輸入承認手続きの見直しに伴う改正について

業務部 金子 統括審査官（通関総括第3部門）

4、その他・連絡事項等

次回開催予定日 **平成27年11月10日（火）** 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

2015年10月1日
本関地区通関協議会
横浜税関業務部管理課

「薬物及び銃器取締強化期間」における協力依頼について

平素から税関行政に対し深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、税関では、不正薬物・けん銃等の社会悪物品の海外からの流入を阻止することを最重要課題の一つとして位置づけ、取締関係機関と連携しながら、全力をあげて水際取締りに取り組んでおります。

今般、下記のとおり「薬物及び銃器取締強化期間」を設定し、船舶、乗組員に対する取締り及び輸入貨物に対する検査等について水際取締りを強化することとしております。期間中、職務質問や検査等の頻度が増加することになりますが、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、密輸に係る情報はもとより、貨物、人、船舶、取引態様等について、不自然、不審と思われる点がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又は下記の「密輸ダイヤル」までご連絡を頂けますようご協力をお願いいたします。

記

実施期間：平成27年10月1日（木）～平成27年10月15日（木）

横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>
密輸情報提供ページ <https://www.customs.go.jp/quest/index.htm>
（「関税局・各税関へのご意見・ご要望の受付」画面にてご投稿下さい）

フリーダイヤル シロイ クロイ
密輸ダイヤル **0120-461-961**
メールアドレス E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp



上半期の差止件数は過去最多！

～平成27年上半期の横浜税関における知的財産侵害物品の輸入差止状況～

平成27年上半期（1月～6月）の横浜税関における偽ブランド品等の知的財産侵害物品の輸入差止状況について次のとおりお知らせします。

- ◆ 輸入差止件数は前年同期の約1.3倍で過去最多を更新
- ◆ 中国来の知的財産侵害物品の差止件数が全体の9割弱を占め、一極集中化が継続
- ◆ 消費者の健康や安全を害する物品である電気製品、薬品の差止点数が増加

【概況】

- ・ 輸入差止件数は2,896件で、前年上半期（2,250件）と比較すると約1.3倍となっています。輸入差止件数では過去最高ペースで推移しています。
- ・ 輸入差止点数は27,926点で、前年上半期（55,865点）と比較すると約半分となっています。これは、前年同期に1件当たりの点数が多い大口事案があったためです。
- ・ 1日平均で約16件、153点の知的財産侵害物品の輸入を差し止めていることとなります。
- ・ 輸入差止件数が増加している要因としては、近年のインターネットショッピングの増加により、有名ブランドの模倣品など知的財産侵害物品が通販サイトなどを通じて多く購入され国際郵便などで輸入されたためと推測されます。

【仕出国（地域）別】

- ・ 仕出国（地域）別の輸入差止件数の構成比は、中国が2,463件で全体の85.0%、次いで香港が288件の9.9%、韓国が45件の1.6%と続き、引き続き中国来の一極集中が続いています。

【品目別】

- ・ 件数ベースでは、時計類が168件（前年同期比約2.9倍）、身辺細貨類が126件（同約4.7倍）、電気製品が43件（同約3.6倍）と増加しています。
- ・ 点数ベースでは、薬品が1,249点（前年同期比約9.7倍）、電気製品が1,143点（同約26.6倍）、キーケース類が865点（同約9.0倍）と増加しています。

【知的財産別】

- ・ 知的財産別では、件数・点数とも偽ブランド品などの商標権侵害物品が大半を占めています。

【輸送形態別】

- ・ 差止実績を輸送形態別にみると、郵便物の件数が2,889件、点数では27,740点となっており、ほとんどが郵便物からの輸入差止となっています。

【お問い合わせ先】

横浜税関業務部 知的財産調査官

TEL 045-212-6116

横浜税関で輸入を差止めた侵害品の例

輸入差止めが多い物品

バッグ (商標権)	靴 (商標権)	スマートフォンのケース (商標権)
		

輸入差止めが増加した物品

時計類 (商標権)	身辺細貨類(アクセサリ) (商標権)	キーケース (商標権)
		

健康や安全を害する物品

医薬品 (商標権)	電気製品(バッテリー) (商標権)	子守帯 (商標権)
		

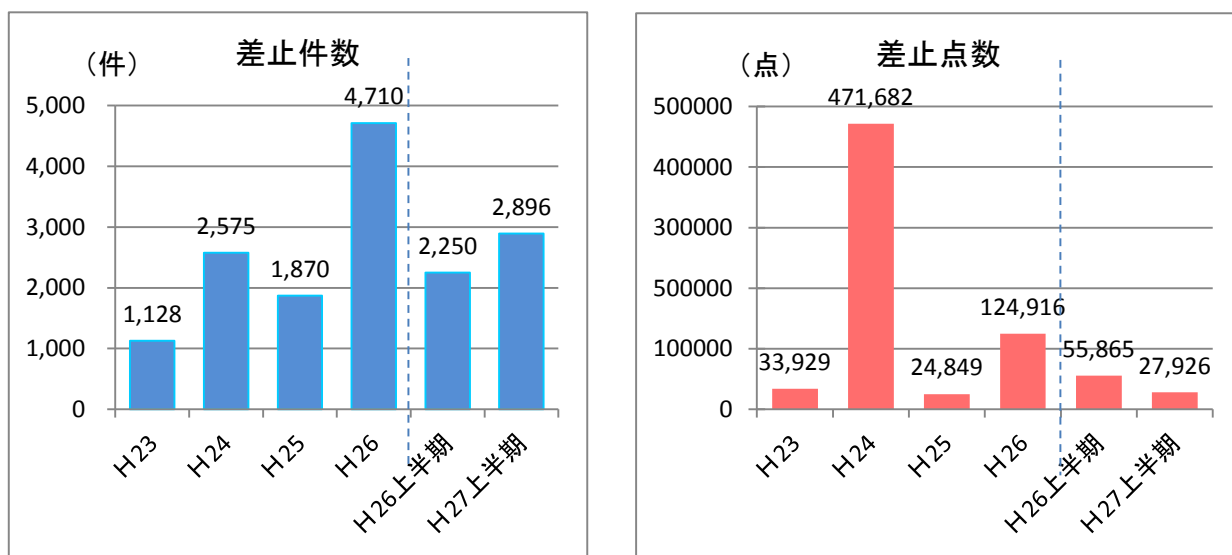
【輸入差止件数及び点数】

平成27年上半期の横浜税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は2,896件であり、前年上半期の2,250件と比較して約128.7%となっています。また、輸入差止点数は27,926点で、前年上半期の55,865点と比較して約50%となっています。

1日平均で約16件、153点の知的財産侵害物品の輸入を差し止めていることとなります。

また、件数が増加したにもかかわらず点数が減少したのは、前年同期に1件当たりの点数が多い大口事案があったためです。

横浜税関における輸入差止実績（差止件数・差止点数）



注：「差止件数」及び「差止点数」は、当関が差し止めた知的財産侵害物品に係る一般貨物及び国際郵便物の件数及び点数をそれぞれ計上したものです。

<参考：全国実績との比較>

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成26年 上半期	平成27年 上半期	前年 同期比
横浜 実績	件数	1,128	2,575	1,870	4,710	2,250	2,896	128.7%
	点数	33,929	471,682	24,849	124,916	55,865	27,926	50.0%
全国 実績	件数	23,280	26,607	28,135	32,060	16,335	16,367	100.2%
	点数	728,234	1,117,592	628,187	895,792	458,465	392,229	85.6%

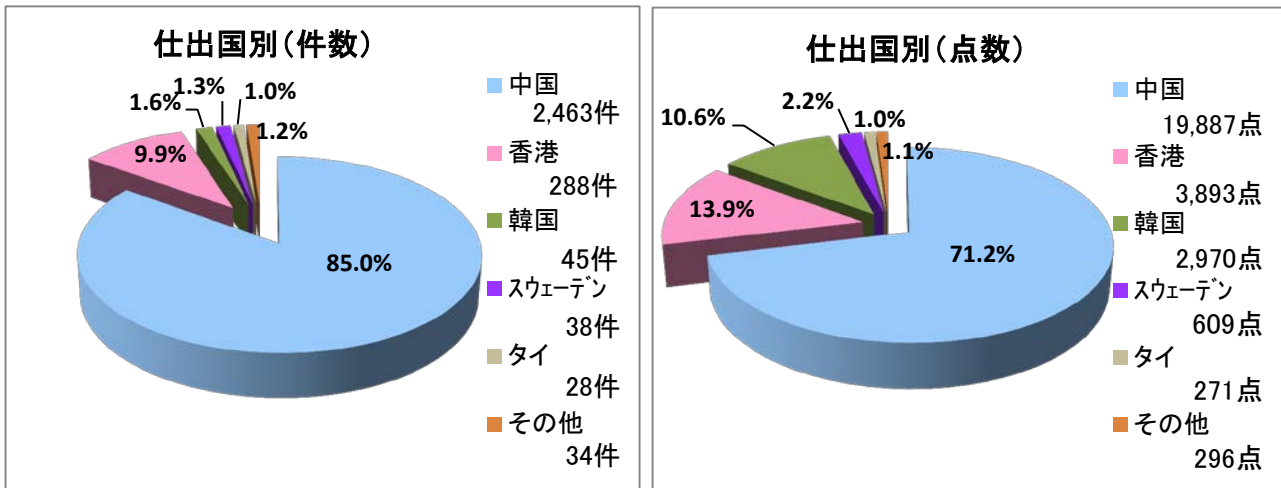
【仕出国別差止実績】

仕出国別差止件数は、中国が2,463件（構成比85.0%）、香港が288件（同9.9%）、韓国が45件（同1.6%）と続いています。

差止点数でも、中国が19,887点（構成比71.2%）、香港が3,893点（同13.9%）、韓国が2,970点（同10.6%）となっています。

中国については、全国実績でも知的財産侵害物品の仕出国として一極化への進展が窺われるところ、横浜税関においても同様に中国が最も多い状況となっています。

仕出国（地域）別差止実績構成比（件数・点数）



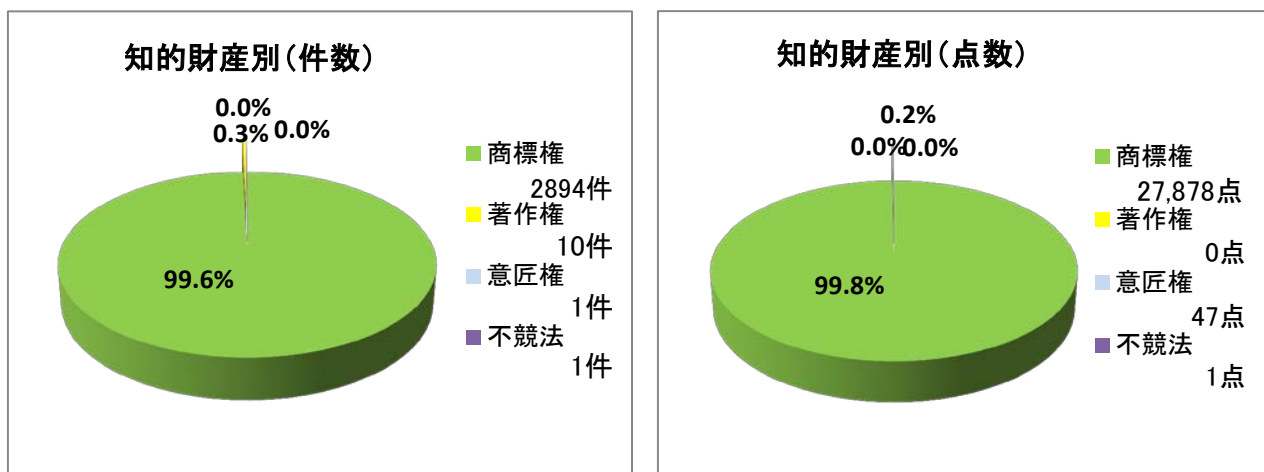
注）四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

【知的財産別差止実績】

知的財産別差止件数は、商標権侵害物品が2,894件（構成比99.6%）、次いで著作権侵害物品が10件（同0.3%）となっています。

差止点数では、商標権侵害物品が27,878点（構成比99.8%）、意匠権侵害物品が47点（同0.2%）となっており、件数・点数ともに偽ブランド品などの商標権侵害物品が大半を占めています。

知的財産別差止実績構成比（件数・点数）



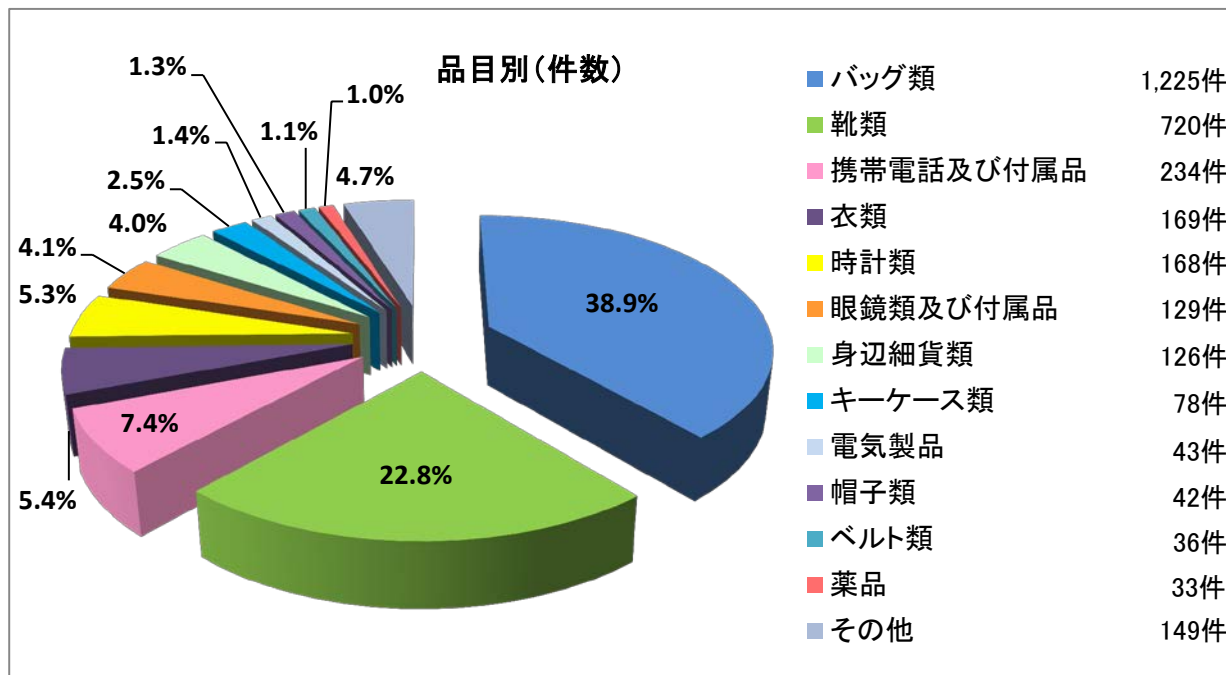
注）1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数についてはP7表中上位の知的財産のみに計上されます。従って、知的財産ごとの件数の合計と差止件数の合計は一致しません。

【品目別差止実績】

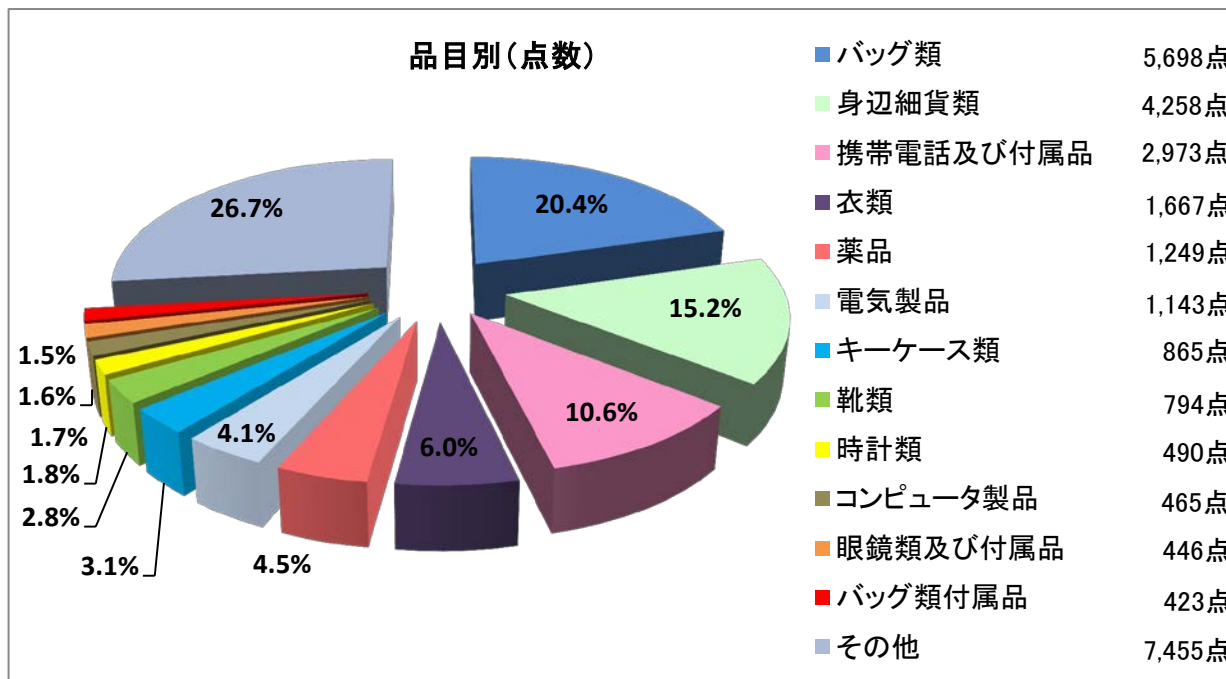
品目別差止件数はバッグ類が1,225件（構成比38.9%）、靴類が720件（同22.8%）、携帯電話及び付属品が234件（同7.4%）、衣類が169件（同5.4%）となっています。

差止点数ではバッグ類が5,698点（構成比20.4%）、身近細貨類が4,258点（同15.2%）、携帯電話及び付属品が2,973点（同10.6%）、衣類が1,667点（同6.0%）となっています。

品目別差止実績構成比（件数・点数）



注) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。



注) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

計表 差止実績

1. 輸送形態別輸入差止実績(件数・点数)

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成26年 上半期	平成27年 上半期	前年 同期比
件数	一般貨物	13	24	11	13	4	7	175.0%
	郵便物	1,115	2,551	1,859	4,697	2,246	2,889	128.6%
	合計	1,128	2,575	1,870	4,710	2,250	2,896	128.7%
点数	一般貨物	23,628	442,306	3,875	52,785	1,364	186	13.6%
	郵便物	10,301	29,376	20,974	72,131	54,501	27,740	50.9%
	合計	33,929	471,682	24,849	124,916	55,865	27,926	50.0%

(注1)件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2)各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

2. 仕出国別輸入差止実績(件数・点数)

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成26年 上半期	平成27年 上半期	前年 同期比
件数	中国	1,045	2,518	1,559	3,926	2,005	2,463	122.8%
	香港	5	7	48	605	131	288	219.8%
	韓国	1	3	12	30	10	45	450.0%
	スウェーデン	0	0	0	3	3	38	1266.7%
	タイ	29	21	38	20	11	28	254.5%
	その他	48	26	213	126	90	34	37.8%
	合計	1,128	2,575	1,870	4,710	2,250	2,896	128.7%
点数	中国	32,293	451,620	21,434	65,783	51,862	19,887	38.3%
	香港	42	567	861	4,317	2,383	3,893	163.4%
	韓国	10	1,031	252	2,011	290	2,970	1024.1%
	スウェーデン	0	0	0	42	42	609	1450.0%
	タイ	1,397	17,758	600	701	81	271	334.6%
	その他	187	706	1,702	52,062	1,207	296	24.5%
	合計	33,929	471,682	24,849	124,916	55,865	27,926	50.0%

(注1)本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2)件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

(注3)各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

3. 知的財産別輸入差止実績(件数・点数)

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成26年 上半期	平成27年 上半期	前年 同期比
件数	特許権	1	0	0	0	0	0	-
	意匠権	1	1	1	12	3	1	33.3%
	商標権	1,105	2,537	1,832	4,611	2,193	2,894	132.0%
	著作権	46	52	137	318	296	10	3.4%
	著作隣接権	0	0	0	0	0	0	-
	育成者権	1	0	0	0	0	0	-
	不競法	0	1	14	79	48	1	2.1%
	合計	1,128	2,575	1,870	4,710	2,250	2,896	128.7%
点数	特許権	7,190	0	0	0	0	0	-
	意匠権	5	125	8	647	422	47	11.1%
	商標権	23,484	440,463	21,923	123,484	54,822	27,878	50.9%
	著作権	1,435	31,094	2,897	687	555	0	0.0%
	著作隣接権	0	0	0	0	0	0	-
	育成者権	1,815	0	0	0	0	0	-
	不競法	0	0	21	98	66	1	1.5%
	合計	33,929	471,682	24,849	124,916	55,865	27,926	50.0%

(注1)件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2)1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの数の合計(のべ数)をもとに算出しています。

(注3)各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

(注4)各権利の保護対象:特許権は発明、実用新案権は形あるアイデア、意匠権はデザイン、商標権はマーク、ブランド、著作権は著作物、育成者権は植物の新品種。不正競争防止法違反物品:周知されている表示との混同を生じさせる物、著名な表示を使用する物、商品の形態を模倣する物、プログラムの実行を防止する技術により制限されているプログラムの実行を可能にする装置等。

4. 品目別輸入差止実績(件数・点数)

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成26年 上半期	平成27年 上半期	前年 同期比
件数	バッグ類	307	645	547	2,035	745	1,225	164.4%
	靴類	245	912	184	712	408	720	176.5%
	携帯電話及び付属品	13	66	140	681	329	234	71.1%
	衣類	333	699	394	265	153	169	110.5%
	時計類	8	35	46	110	57	168	294.7%
	眼鏡類及び付属品	6	37	307	354	134	129	96.3%
	身辺細貨類	12	29	27	69	27	126	466.7%
	キーケース類	6	46	34	91	47	78	166.0%
	電気製品	23	31	147	17	12	43	358.3%
	帽子類	6	17	25	69	23	42	182.6%
	ベルト類	24	57	43	89	40	36	90.0%
	薬品	1	7	5	10	5	33	660.0%
	その他	228	223	166	585	411	149	36.3%
	合計	1,128	2,575	1,870	4,710	2,250	2,896	128.7%
点数	バッグ類	9,981	25,614	2,035	5,116	2,344	5,698	243.1%
	身辺細貨類	159	750	1,975	2,787	1,471	4,258	289.5%
	携帯電話及び付属品	314	1,101	5,086	10,381	6,858	2,973	43.4%
	衣類	4,685	7,582	7,349	4,532	2,408	1,667	69.2%
	薬品	50	331,414	155	403	129	1,249	968.2%
	電気製品	154	198	466	175	43	1,143	2658.1%
	キーケース類	2,948	3,811	72	388	96	865	901.0%
	靴類	338	2,012	508	1,028	551	794	144.1%
	時計類	17	144	142	353	145	490	337.9%
	コンピュータ製品	318	155	777	2,928	733	465	63.4%
	眼鏡類及び付属品	10	79	2,174	1,397	536	446	83.2%
	バッグ類付属品	0	10,891	0	0	0	423	全増
	その他	14,955	87,931	4,110	95,428	40,551	7,455	18.4%
	合計	33,929	471,682	24,849	124,916	55,865	27,926	50.0%

(注1)件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2)1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。

(注3)各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

5. 輸出差止実績(件数・点数)

(1)仕向国(地域)別

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成26年 上半期	平成27年 上半期	前年 同期比
件数	韓国	0	2	0	0	0	0	-
	アフガニスタン	1	0	0	0	0	0	-
点数	韓国	0	61	0	0	0	0	-
	アフガニスタン	2	0	0	0	0	0	-

(注1)件数・点数は、侵害物品に係る一般輸出貨物及び輸出郵便物の件数・点数を計上しています。

(2)知的財産別

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成26年 上半期	平成27年 上半期	前年 同期比
件数	商標	1	2	0	0	0	0	-
点数	商標	2	61	0	0	0	0	-

(注1)件数・点数は、侵害物品に係る一般輸出貨物及び輸出郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2)1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。

(3)品目別

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成26年 上半期	平成27年 上半期	前年 同期比
件数	バッグ類	0	2	0	0	0	0	-
	キーケース類	0	1	0	0	0	0	-
	時計類	1	0	0	0	0	0	-
	合計	1	2	0	0	0	0	-
点数	バッグ類	0	60	0	0	0	0	-
	キーケース類	0	1	0	0	0	0	-
	時計類	2	0	0	0	0	0	-
	合計	2	61	0	0	0	0	-

(注1)件数・点数は、侵害物品に係る一般輸出貨物及び輸出郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2)1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。

税関への新規輸入差止申立て一覧 (H27年7月～9月受理分)

【7月】

[横浜税関業務部]


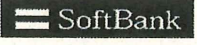
権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
商標	Tシャツ、洋服類、靴下、帽子、タオル、クッション、かばん・財布類、靴類、傘	「SUPREME」の商標		有限会社ワングラム
商標	パック化粧料	「ゾンビパック」の商標	ゾンビパック	株式会社聖風
商標	天井取付け型後席モニター	「ALPINE」の商標		アルパイン株式会社
商標	洋服類、帽子、ベルト	「PEARLY GATES」の商標	PEARLY GATES	株式会社TSIグローヴアンドスポーツ
商標	おもちゃ(ヨーヨー除く)	「BANDAI」の商標		株式会社バンダイ
商標	録画済みDVD	「SHOP JAPAN」の商標	 SHOP JAPAN	株式会社オークローンマーケティング
商標	スマートフォン・携帯電話用ケース、タブレット端末用ケース(追加分)	「LOUIS VUITTON」等の商標	LOUIS VUITTON 	ルイ・ヴィトン マルチエ
商標	スマートフォン・携帯電話用ケース(追加分)	「CHANEL」等の商標	CHANEL 	シャネル エス アー エール エル
意匠	ブラジャー	ブラジャーに係る意匠		株式会社ユタックス
意匠	自動車用フロアマット、一組の自動車用フロアマットセット(追加分)	自動車用フロアマット、一組の自動車用フロアマットセットに係る意匠		株式会社ホンダアクセス
商標	香水	「DIOR」の商標	DIOR	パルファン クリステヤン デイオール

【8月】

権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
商標	時計	「MICHAEL KORS」の商標	MICHAEL KORS MK MICHAEL KORS MICHAEL MICHAEL KORS MICHAEL KORS	マイケルコース(スイツァランド)インターナショナル ゲゼルシャフト ミット ペシユレンクテル ハフツング
商標	かばん・財布類、洋服類、ティーシャツ、下着類、靴下、ネクタイ・マフラー、帽子、靴類、ベルト、身飾品、時計、眼鏡類、スマートフォンケース・携帯電話用ストラップ、キーホルダー	「GUCCI」等の商標	GUCCI  	グッチオ グッチ ソチエタ ペル アツィオーニ
商標	水筒	「RIVERS」の商標		株式会社リバーズ

商標	アイアン用ヘッドカバー	「PRGR」の商標		横浜ゴム株式会社
商標	かばん類、財布	地模様の商標		株式会社三宅デザイン事務所
商標	洋服類、Tシャツ、下着、帽子、サンダル類、かばん類	「ABERCROMBIE&FITCH」「HOLLISTER」等の商標	ABERCROMBIE & FITCH ABERCROMBIE (標準文字) Abercrombie & Fitch HOLLISTER (標準文字) HOLLISTER	アバクロンビー アンド フィッチ ヨーロッパ エスアー
商標	遊戯用カード	「KONAMI」の商標	KONAMI (標準文字)	コナミ株式会社
商標	遊戯用カード	「遊戯用カードの図柄」の商標		株式会社コナミデジタルエンタテインメント
意匠	マッサージ具	マッサージ具に係る意匠		株式会社満天社
意匠	指圧器	指圧器に係る意匠		株式会社満天社
商標	薬剤(ジャスピア錠)	「JANUVIA」の商標	JANUVIA (標準文字)	メルク・シャープ・アンド・ドーム・コーポレーション
商標	時計、財布類、身飾品、香水、眼鏡類	「BVLGARI」等の商標	BVLGARI BVLGARI ブルガリ	ブルガリ ソシエタ ペル アチオニ
商標	スマートフォン、タブレット型コンピュータ、ノートブック型コンピュータ、スマートフォンの部分品(背面板)、半導体チップ、スマートフォンケース、タブレット型コンピュータ用カバー、ノートブック型コンピュータ用カバー、音楽再生プレーヤー用カバー、電源アダプタ、USBケーブル、接続アダプタ、カードリーダー、バッテリー、イヤホン、マウス、キーボード、時計、紙製包装用箱	「リンゴ」の図形商標		アップルインコーポレイテッド

【9月】

権利	品名	知的財産の内容 (又は変更内容)	登録商標、意匠等	申立人
商標	カメラ用フラッシュ(追加)	「Canon」の商標		キヤノン株式会社
商標	携帯電話用ACアダプタのラベル(追加)	「SOFTBANK」の商標		ソフトバンクグループ株式会社
特許	電荷制御剤	電荷制御剤に関する特許	特許第4627367号請求項1(電荷制御剤に関する特許権)	保土谷化学工業株式会社

税関への差止申立て情報は税関HPに掲載しています
 > 税関HP掲載アドレス: www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/



FAKE ZERO PROJECT

China Customs Japan Customs Korea Customs

経済産業省

20150907 貿局第1号
輸入注意事項27第13号
経済産業省貿易経済協力局

「機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成27年9月18日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について」の一部改正について

「機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について」(平成19年3月7日付け輸入注意事項19第8号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成27年9月18日から施行する。

「機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について（平成19年3月7日付け輸入注意事項19第8号）

改正後			現行	
平成19年3月6日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1に掲げる機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。			平成19年3月6日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1に掲げる機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。	
記			記	
1 対象品目			1 対象品目	
関税率表の番号等	品目	<u>備</u> <u>考</u>	関税率表の番号等	品目
84・11	・軍用航空機用原動機（部分品を除く。）		84・11	・軍用航空機用原動機（部分品を除く。）
8412・10	・軍用航空機用原動機		8412・10	・軍用航空機用原動機
8412・39	・軍用航空機用原動機		8412・39	・軍用航空機用原動機
8412・80	・軍用航空機用原動機		8412・80	・軍用航空機用原動機
87・10	・戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。）及びその部分品		87・10	・戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。）及びその部分品
88・02	・軍用航空機（関税率表第8802・60号に掲げるものを除く。）		88・02	・軍用航空機（関税率表第8802・60号に掲げるものを除く。）
89・06	・軍艦		89・06	・軍艦
93・01	・軍用の武器		93・01	・軍用の武器
93・02	・けん銃		93・02	・けん銃
93・03	・その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの		93・03	・その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの
93・04	・その他の武器		93・04	・その他の武器

93・05	<p>・関税率表第93・01項から第93・04項までの物品の部分品及び附属品（次に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 関税率表第9305・99号であって、プラスチック製、ゴム製、革製、コンポジションレザー製又は紡織用繊維製のもの</p> <p>ロ 三脚その他の特殊な支持具</p> <p>ハ 銃用のつり帯及びバンド並びに銃身又は銃床の環</p> <p>ニ 銃の反動吸収器で取り外しができるもの</p> <p>ホ 撃針を保護するための空撃ちケース</p>	<p><u>次のいずれかに該当するものを除く。</u></p> <p>・<u>一脚／モノポッド、二脚／バイポッド、三脚／トリポッドに類するもの</u></p> <p>・<u>レスト、台座、ベンチレスト、サンドバッグ、シューティンググレスト、シューティングバッグに類するもの</u></p> <p>・<u>スコープリング、スコープマウントに類するもの</u></p> <p>・<u>ベース、マウントレール、マウントベース、レールベースに類するもの</u></p> <p>・<u>スリング、スリングスイーベル</u></p> <p>・<u>シェルバンド、シェルホルダー、ブレットバンドに類するもの</u></p> <p>・<u>リコイルパッド</u></p> <p>・<u>スナップキャップ</u></p>
93・06	<p>・爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾を含み、<u>カートリッジワッドを除く。</u>）</p>	
93・07	<p>・刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品（<u>刀身に限る。</u>）</p>	

2 申請者の資格

(1)～(8) (略)

(9) 上記(1)から(8)までに掲げる貨物以外の貨物 関税率表の第93・

93・05	<p>・関税率表第93・01項から第93・04項までの物品の部分品及び附属品</p> <p><u>（関税率表第9305・99号であって、プラスチック製、ゴム製、革製、コンポジションレザー製又は紡織用繊維製のものを除く。）</u></p>
93・06	<p>・爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（<u>散弾及びカートリッジワッドを含む。</u>）</p>
93・07	<p>・刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品 <u>及びさや</u></p>

2 申請者の資格

(1)～(8) (略)

(9) 上記(1)から(8)までに掲げる貨物以外の貨物 にあつては、当該貨物

03項、第93・04項、第93・05項又は第93・07項のいずれかに該当するものであって、かつ銃刀法第4条第1項の所持許可の対象でないものにあつては、当該貨物を輸入しようとする者（第93・05項に該当する部分品又は附属品については、当該部分品又は附属品の本体が同法の所持許可の対象でないものに限る。）

（注：例えば、スタータピストル、護身棒、投石機、水中銃、スタンガン、ヌンチャクナイフ等（いずれも同法の所持許可の対象でないものに限る。）を輸入する場合は該当）

3・4 （略）

[別紙様式1]～[別紙様式3] （略）

を輸入しようとする者

3・4 （略）

[別紙様式1]～[別紙様式3] （略）



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品（武器類）

下記品目（武器類）を輸入しようとする者は、「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づく経済産業大臣の承認を受けなければなりません。ただし、平成27年9月18日より、武器類の部分品及び附属品の一部については承認を受けるべき品目から除外され申請不要となりました（「[輸入承認の対象から除外する品目（武器類）](#)」）。

（注）各品目の詳細については「[関税率表解説・分類例規](#)」（[税関ホームページ](#)）を参照ください。

関税率表の番号等	品目	備考
84・11	・軍用航空機用原動機（部分品を除く。）	
8412・10	・軍用航空機用原動機	
8412・39	・軍用航空機用原動機	
8412・80	・軍用航空機用原動機	
87・10	・戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかないかを問わない。）及びその部分品	
88・02	・軍用航空機（関税率表第8802・60号に掲げるものを除く。）	
89・06	・軍艦	
93・01	・軍用の武器	
93・02	・けん銃	
93・03	・その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの	
93・04	・その他の武器	
93・05	<ul style="list-style-type: none"> ・関税率表第93・01項から第93・04項までの物品の部分品及び附属品（次に掲げるものを除く。） イ 関税率表第9305・99号であって、プラスチック製、ゴム製、革製、コンポジションレザー製又は紡織用繊維製のもの ロ 三脚その他の特殊な支持具 ハ 銃用のつり帯及びバンド並びに銃身又は銃床の環 ニ 銃の反動吸収器で取り外しができるもの ホ 撃針を保護するための空撃ちケース 	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当するものを除く。 ・一脚/モノポッド、二脚/バイポッド、三脚/トリポッドに類するもの ・レスト、台座、ベンチレスト、サンドバッグ、シューティングレスト、シューティングバッグに類するもの ・スコープリング、スコープマウントに類するもの ・ベース、マウントレール、マウントベース、レールベースに類するもの ・スリング、スリングスィーベル ・シェルバンド、シェルホルダー、プレートバンドに類するもの ・リコイルパッド ・スナップキャップ
93・06	・爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾を含み、カートリッジワッドを除く。）	
93・07	・刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品（刀身に限る。）	

輸入承認申請

輸入承認の申請に必要な書類は以下のとおりです。

- 輸入承認申請書
[様式] [PDF形式](#) [Word形式](#) [記入例] [PDF形式](#)
- 機械類輸入承認申請明細書(別紙様式1)
[様式] [PDF形式](#) [Word形式](#) [記入例] [PDF形式](#)
- その他添付書類(申請者の資格を有することを証する書類の写し、カタログの写しなど)

外国から到着した郵便物の税関手続きのお知らせ

税関より、標記内容のハガキが届いた方はこちらを参照ください。

[輸入承認要否照会フォーム\(武器類\)](#)

制度概要・関係法令等

機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について

[銃砲刀剣類所持等取締法](#)

[武器等製造法](#)

[火薬類取締法](#)

[高圧ガス保安法](#)

[対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律](#)

[クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律](#)

お問い合わせ先・申請先

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部貿易審査課

〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1

TEL: 03-3501-1659

FAX: 03-3501-0997

<窓口時間>

曜日: 毎週月曜日～金曜日

(ただし、行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日)を除く。)

時間帯: 午前10時～午前11時45分、午後1時30分～午後3時30分

<郵送申請の場合>

郵送申請の際は、切手を貼った返信用封筒(返信先記載済)を同封してください。重要書類のため、輸入申請書類の発送及び返信用封筒は簡易書留・書留等を利用されるようお願いいたします。料金についての詳細は、日本郵便のホームページ又は最寄りの郵便局等でご確認ください。なお、郵送途中の紛失等に関しては、当方として一切責任を負いかねますので、ご了承ください。

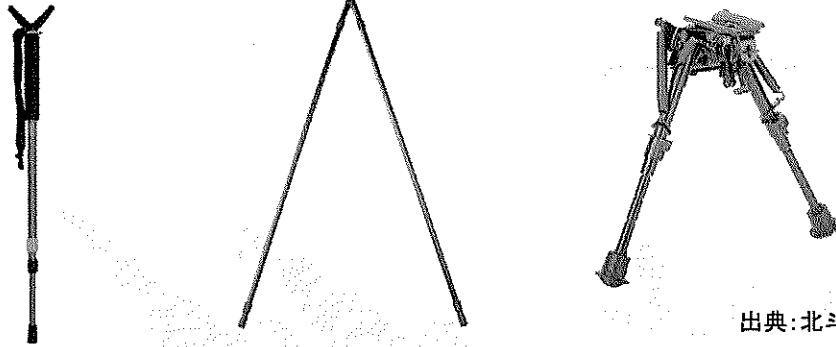
輸入承認の対象から除外する品目(武器類)

関税番号(93・05)

関税率表第93・01項から第93・04項までの物品の部分品及び附属品(次に掲げるものを除く。)

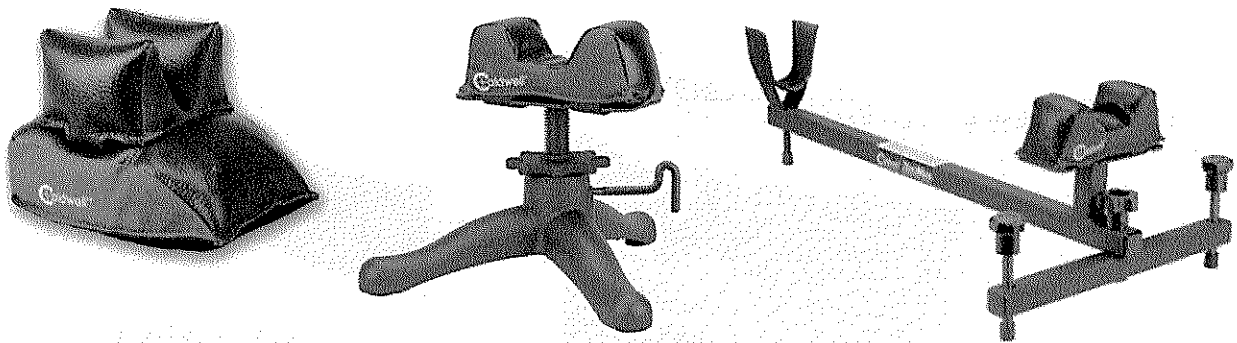
- イ 関税率表第9305・99号であって、プラスチック製、ゴム製、革製、コンポジションレザー製又は紡織用繊維製のもの
- ロ 三脚その他の特殊な支持具
- ハ 銃用のつり帯及びバンド並びに銃身又は銃床の環
- ニ 銃の反動吸収器で取り外しができるもの
- ホ 撃針を保護するための空撃ちケース

一脚／モノポッド、二脚／バイポッド、三脚／トリポッドに類するもの
銃を乗せる三脚等の支持具



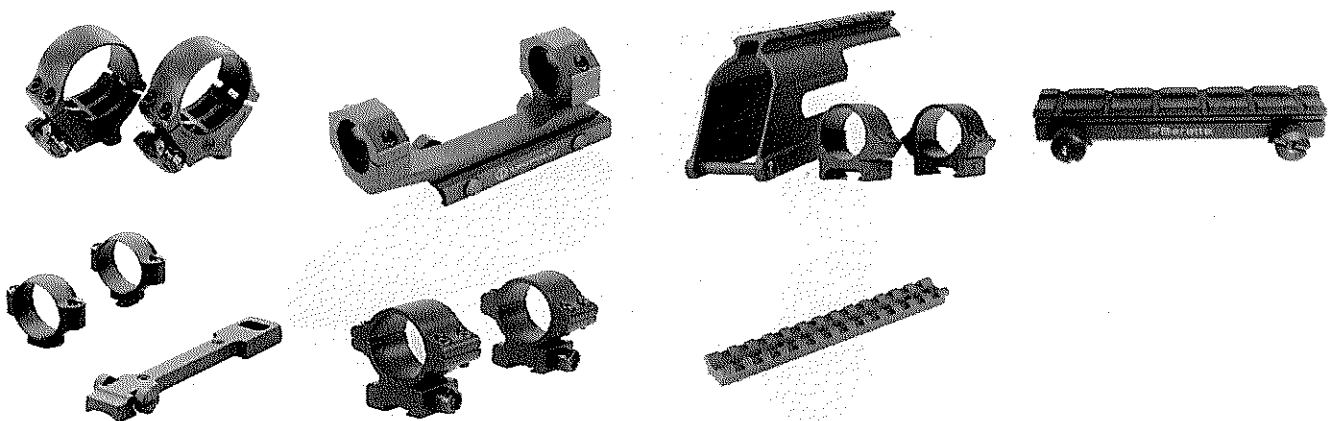
出典: 北斗商事株式会社HPより

レスト、台座、ベンチレスト、サンドバッグ、シューティングレスト、シューティングバッグに類するもの
銃を固定し射撃の命中精度を上げるための台座、砂袋



出典: 株式会社三進小銃器製作所HPより

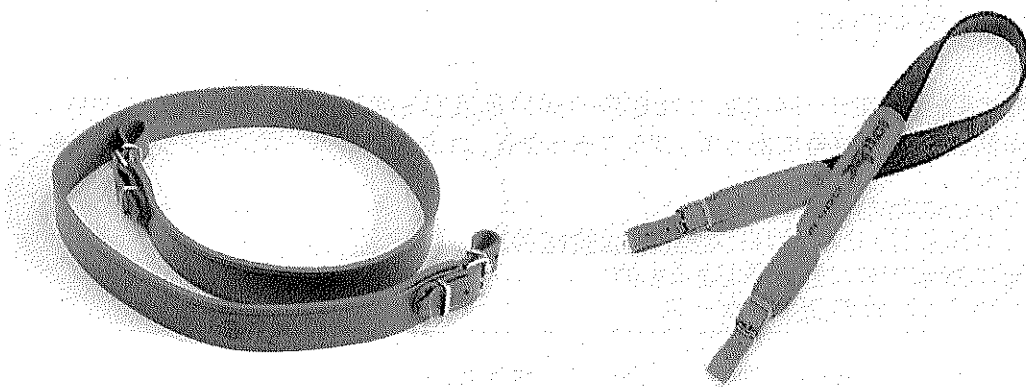
スコープリング、スコープマウント、ベース、マウントレール、マウントベースレール、レールベースに類するもの
銃にスコープを取り付けるために使用する取り付け具



出典: 北斗商事株式会社HPより

スリング(負い革)

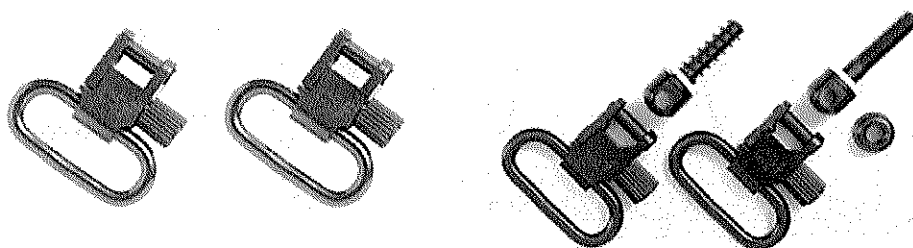
銃の前後に取り付け、銃を肩にかけるための吊革



出典: 株式会社三進小銃器製作所HPより

スリングスイーベル(負環)

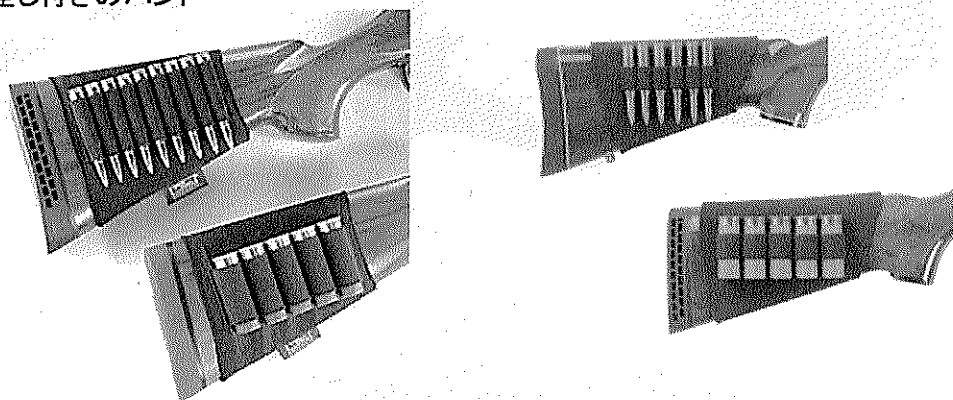
スリングを取り付ける取り外し可能な継ぎ手



出典: 北斗商事株式会社HPより

シェルバンド、シェルホルダー、ブレットバンドに類するもの

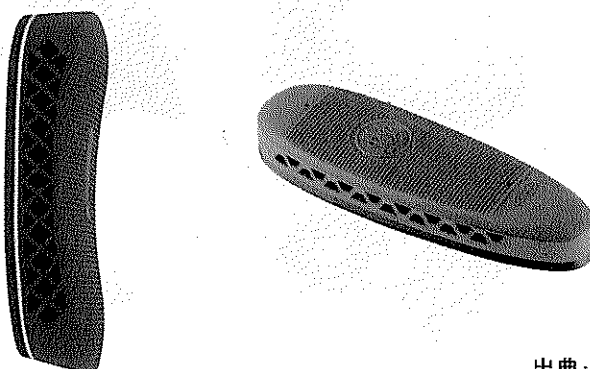
銃床に取り付ける弾差し付きのバンド



出典: 北斗商事株式会社HPより

リコイルパッド

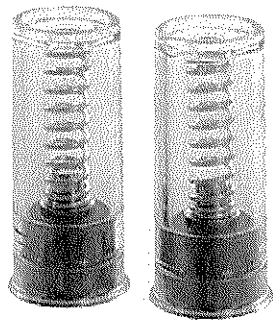
銃床に取り付けることにより射撃の際の衝撃を緩和する



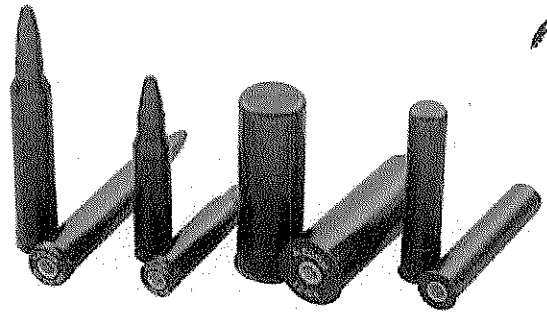
出典: 株式会社三進小銃器製作所HPより

スナップキャップ、空撃ケース

銃の作動確認等、空撃する際に装填することにより撃針を保護する



出典:株式会社三進小銃器製作所HPより



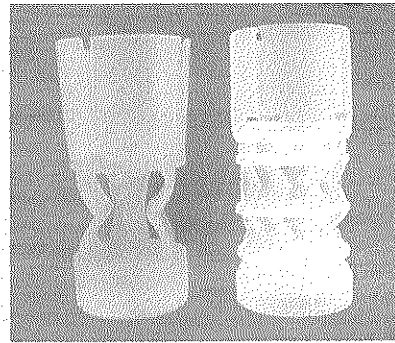
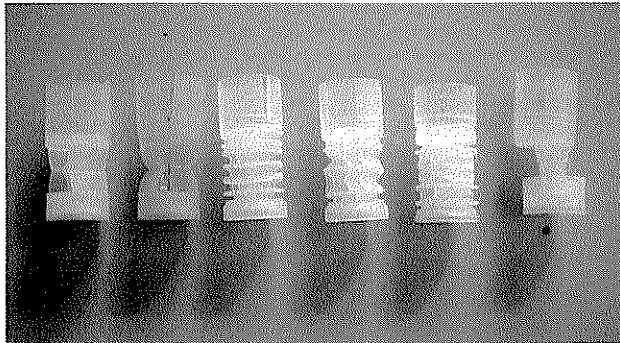
出典:株式会社トウキョウジュウホウHPより

関税番号(93・06)

爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品(散弾を含み、カートリッジワッドを除く。)

ワッズ(ワッド)

火薬と散弾を分ける仕切り



出典:株式会社浦和銃砲火薬店HPより

関税番号(93・07)

刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品(刀身に限る。)

刀等の本体及び刀身部分を除く、柄(つか)、鐔(つば)、鞘(さや)の部位の部分品及び附属品

以下は日本刀の例

柄(つか)

刀身を握るための部分

鐔(つば)

刀身と柄の間に装着されている部分、柄を握る手を防御するもの

鞘(さや)

刀身を納める筒、刀身を保護する役割がある

経済産業省

20150907 貿局第1号
輸入注意事項27第13号
経済産業省貿易経済協力局

「機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成27年9月18日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について」の一部改正について

「機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について」(平成19年3月7日付け輸入注意事項19第8号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成27年9月18日から施行する。

「機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について（平成19年3月7日付け輸入注意事項19第8号）

改正後			現 行	
平成19年3月6日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1に掲げる機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。			平成19年3月6日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1に掲げる機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。	
記			記	
1 対象品目			1 対象品目	
関税率表の番号等	品 目	<u>備 考</u>	関税率表の番号等	品 目
84・11	・軍用航空機用原動機（部分品を除く。）		84・11	・軍用航空機用原動機（部分品を除く。）
8412・10	・軍用航空機用原動機		8412・10	・軍用航空機用原動機
8412・39	・軍用航空機用原動機		8412・39	・軍用航空機用原動機
8412・80	・軍用航空機用原動機		8412・80	・軍用航空機用原動機
87・10	・戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。）及びその部分品		87・10	・戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかいないかを問わない。）及びその部分品
88・02	・軍用航空機（関税率表第8802・60号に掲げるものを除く。）		88・02	・軍用航空機（関税率表第8802・60号に掲げるものを除く。）
89・06	・軍艦		89・06	・軍艦
93・01	・軍用の武器		93・01	・軍用の武器
93・02	・けん銃		93・02	・けん銃
93・03	・その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの		93・03	・その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの
93・04	・その他の武器		93・04	・その他の武器

93・05	<p>・関税率表第93・01項から第93・04項までの物品の部分品及び附属品 <u>（次に掲げるものを除く。）</u></p> <p><u>イ 関税率表第9305・99号</u>であって、プラスチック製、ゴム製、革製、コンポジションレザー製又は紡織用繊維製のもの</p> <p><u>ロ 三脚その他の特殊な支持具</u></p> <p><u>ハ 銃用のつり帯及びバンド並びに銃身又は銃床の環</u></p> <p><u>ニ 銃の反動吸収器で取り外しができるもの</u></p> <p><u>ホ 撃針を保護するための空撃ちケース</u></p>	<p><u>次のいずれかに該当するものを除く。</u></p> <p><u>・一脚／モノポッド、二脚／バイポッド、三脚／トリポッドに類するもの</u></p> <p><u>・レスト、台座、ベンチレスト、サンドバッグ、シューティンググレスト、シューティングバッグに類するもの</u></p> <p><u>・スコープリング、スコープマウントに類するもの</u></p> <p><u>・ベース、マウントレール、マウントベース、レールベースに類するもの</u></p> <p><u>・スリング、スリングスイーベル</u></p> <p><u>・シェルバンド、シェルホルダー、ブレットバンドに類するもの</u></p> <p><u>・リコイルパッド</u></p> <p><u>・スナップキャップ</u></p>
93・06	<p>・爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品 <u>（散弾を含み、カートリッジワッドを除く。）</u></p>	
93・07	<p>・刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品 <u>（刀身に限る。）</u></p>	

2 申請者の資格

(1)～(8) (略)

(9) 上記(1)から(8)までに掲げる貨物以外の貨物 （関税率表の第93・

93・05	<p>・関税率表第93・01項から第93・04項までの物品の部分品及び附属品</p> <p><u>（関税率表第9305・99号であって、プラスチック製、ゴム製、革製、コンポジションレザー製又は紡織用繊維製のものを除く。）</u></p>
93・06	<p>・爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品 <u>（散弾及びカートリッジワッドを含む。）</u></p>
93・07	<p>・刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品 <u>及びさや</u></p>

2 申請者の資格

(1)～(8) (略)

(9) 上記(1)から(8)までに掲げる貨物以外の貨物にあつては、当該貨物

03項、第93・04項、第93・05項又は第93・07項のいずれかに該当するものであって、かつ銃刀法第4条第1項の所持許可の対象でないものにあつては、当該貨物を輸入しようとする者（第93・05項に該当する部分品又は附属品については、当該部分品又は附属品の本体が同法の所持許可の対象でないものに限る。）

（注：例えば、スタータピストル、護身棒、投石機、水中銃、スタンガン、ヌンチャクナイフ等（いずれも同法の所持許可の対象でないものに限る。）を輸入する場合は該当）

3・4 （略）

[別紙様式1]～[別紙様式3] （略）

を輸入しようとする者

3・4 （略）

[別紙様式1]～[別紙様式3] （略）



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品（武器類）

下記品目（武器類）を輸入しようとする者は、「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づく経済産業大臣の承認を受けなければなりません。ただし、平成27年9月18日より、武器類の部分品及び附属品の一部については承認を受けるべき品目から除外され申請不要となりました（「[輸入承認の対象から除外する品目（武器類）](#)」）。

（注）各品目の詳細については「[関税率表解説・分類例規](#)」（[税関ホームページ](#)）を参照ください。

関税率表の番号等	品目	備考
84・11	・軍用航空機用原動機（部分品を除く。）	
8412・10	・軍用航空機用原動機	
8412・39	・軍用航空機用原動機	
8412・80	・軍用航空機用原動機	
87・10	・戦車その他の装甲車両（自走式のものに限るものとし、武器を装備しているかないかを問わない。）及びその部分品	
88・02	・軍用航空機（関税率表第8802・60号に掲げるものを除く。）	
89・06	・軍艦	
93・01	・軍用の武器	
93・02	・けん銃	
93・03	・その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの	
93・04	・その他の武器	
93・05	<ul style="list-style-type: none"> ・関税率表第93・01項から第93・04項までの物品の部分品及び附属品（次に掲げるものを除く。） イ 関税率表第9305・99号であって、プラスチック製、ゴム製、革製、コンポジションレザー製又は紡織用繊維製のもの ロ 三脚その他の特殊な支持具 ハ 銃用のつり帯及びバンド並びに銃身又は銃床の環 ニ 銃の反動吸収器で取り外しができるもの ホ 撃針を保護するための空撃ちケース 	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当するものを除く。 ・一脚/モノポッド、二脚/バイポッド、三脚/トリポッドに類するもの ・レスト、台座、ベンチレスト、サンドバッグ、シューティングレスト、シューティングバッグに類するもの ・スコープリング、スコープマウントに類するもの ・ベース、マウントレール、マウントベース、レールベースに類するもの ・スリング、スリングスィーベル ・シェルバンド、シェルホルダー、プレートバンドに類するもの ・リコイルパッド ・スナップキャップ
93・06	・爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾を含み、カートリッジワッドを除く。）	
93・07	・刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品（刀身に限る。）	

輸入承認申請

輸入承認の申請に必要な書類は以下のとおりです。

- 輸入承認申請書
[様式] [PDF形式](#) [Word形式](#) [記入例] [PDF形式](#)
- 機械類輸入承認申請明細書(別紙様式1)
[様式] [PDF形式](#) [Word形式](#) [記入例] [PDF形式](#)
- その他添付書類(申請者の資格を有することを証する書類の写し、カタログの写しなど)

外国から到着した郵便物の税関手続きのお知らせ

税関より、標記内容のハガキが届いた方はこちらを参照ください。

[輸入承認要否照会フォーム\(武器類\)](#)

制度概要・関係法令等

機械類並びに武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品の輸入の承認について

[銃砲刀剣類所持等取締法](#)

[武器等製造法](#)

[火薬類取締法](#)

[高圧ガス保安法](#)

[対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律](#)

[クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律](#)

お問い合わせ先・申請先

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部貿易審査課

〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1

TEL: 03-3501-1659

FAX: 03-3501-0997

<窓口時間>

曜日: 毎週月曜日～金曜日

(ただし、行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日)を除く。)

時間帯: 午前10時～午前11時45分、午後1時30分～午後3時30分

<郵送申請の場合>

郵送申請の際は、切手を貼った返信用封筒(返信先記載済)を同封してください。重要書類のため、輸入申請書類の発送及び返信用封筒は簡易書留・書留等を利用されるようお願いいたします。料金についての詳細は、日本郵便のホームページ又は最寄りの郵便局等でご確認ください。なお、郵送途中の紛失等に関しては、当方として一切責任を負いかねますので、ご了承ください。

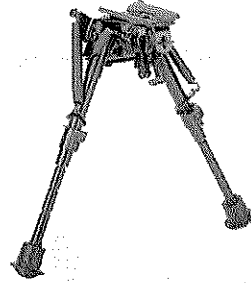
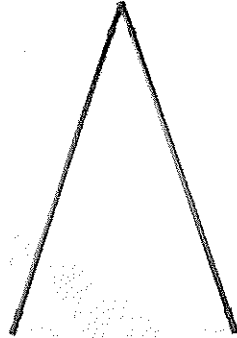
輸入承認の対象から除外する品目(武器類)

関税番号(93・05)

関税率表第93・01項から第93・04項までの物品の部分品及び附属品(次に掲げるものを除く。)

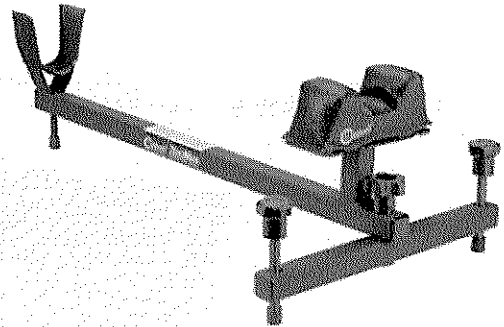
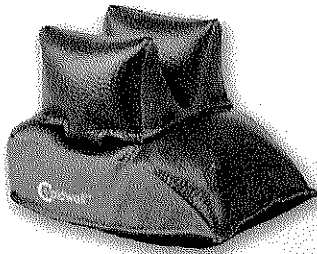
- イ 関税率表第9305・99号であって、プラスチック製、ゴム製、革製、コンポジションレザー製又は紡織用繊維製のもの
- ロ 三脚その他の特殊な支持具
- ハ 銃用のつり帯及びバンド並びに銃身又は銃床の環
- ニ 銃の反動吸収器で取り外しができるもの
- ホ 撃針を保護するための空撃ちケース

一脚／モノポッド、二脚／バイポッド、三脚／トリポッドに類するもの
銃を乗せる三脚等の支持具



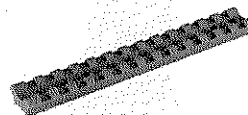
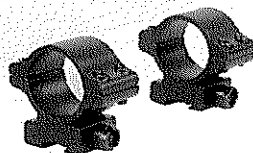
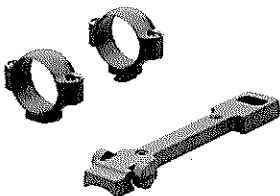
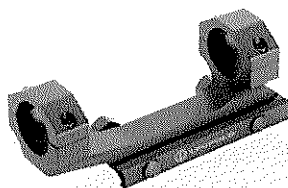
出典: 北斗商事株式会社HPより

レスト、台座、ベンチレスト、サンドバッグ、シューティングレスト、シューティングバッグに類するもの
銃を固定し射撃の命中精度を上げるための台座、砂袋



出典: 株式会社三進小銃器製作所HPより

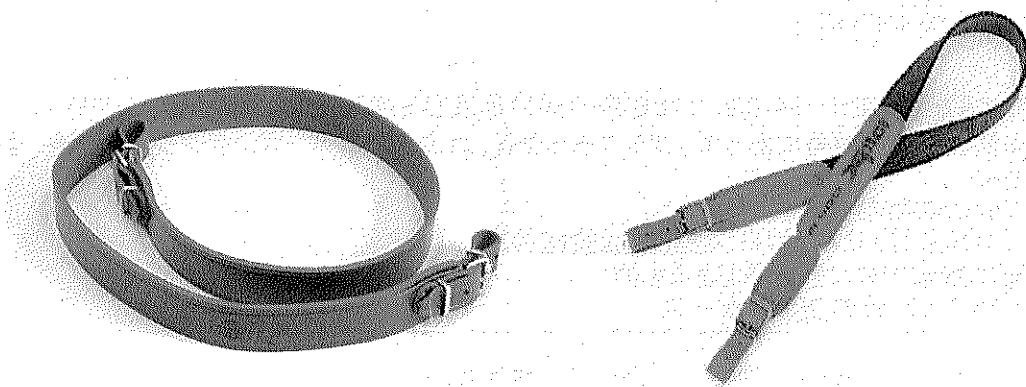
スコープリング、スコープマウント、ベース、マウントレール、マウントベースレール、レールベースに類するもの
銃にスコープを取り付けるために使用する取り付け具



出典: 北斗商事株式会社HPより

スリング(負い革)

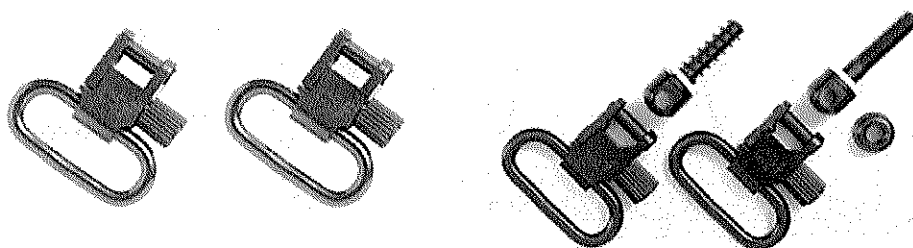
銃の前後に取り付け、銃を肩にかけるための吊革



出典: 株式会社三進小銃器製作所HPより

スリングスイーベル(負環)

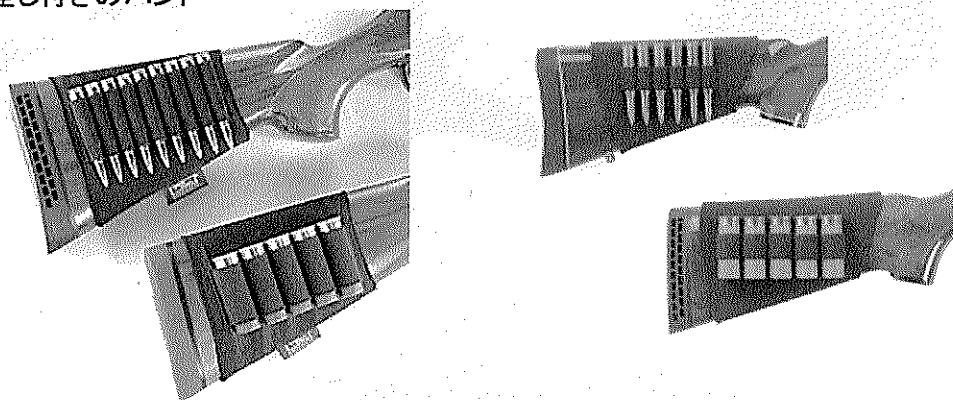
スリングを取り付ける取り外し可能な継ぎ手



出典: 北斗商事株式会社HPより

シェルバンド、シェルホルダー、ブレットバンドに類するもの

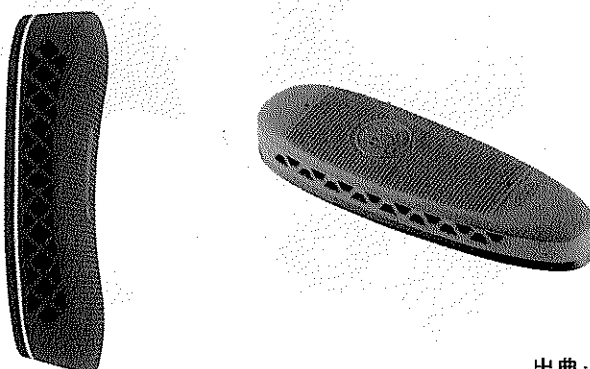
銃床に取り付ける弾差し付きのバンド



出典: 北斗商事株式会社HPより

リコイルパッド

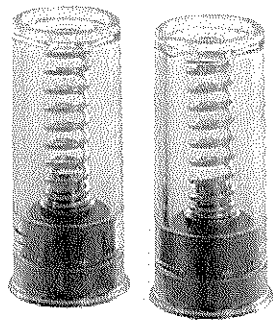
銃床に取り付けることにより射撃の際の衝撃を緩和する



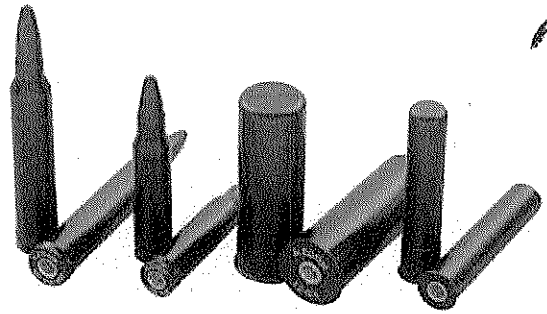
出典: 株式会社三進小銃器製作所HPより

スナップキャップ、空撃ケース

銃の作動確認等、空撃する際に装填することにより撃針を保護する



出典:株式会社三進小銃器製作所HPより



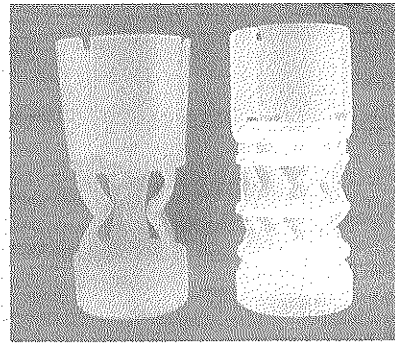
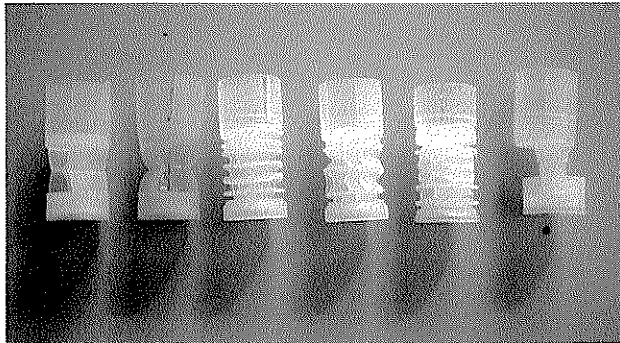
出典:株式会社トウキョウジュウホウHPより

関税番号(93・06)

爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品(散弾を含み、カートリッジワッドを除く。)

ワッズ(ワッド)

火薬と散弾を分ける仕切り



出典:株式会社浦和銃砲火薬店HPより

関税番号(93・07)

刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品(刀身に限る。)

刀等の本体及び刀身部分を除く、柄(つか)、鐔(つば)、鞘(さや)の部位の部分品及び附属品

以下は日本刀の例

柄(つか)

刀身を握るための部分

鐔(つば)

刀身と柄の間に装着されている部分、柄を握る手を防御するもの

鞘(さや)

刀身を納める筒、刀身を保護する役割がある